

平成 28 年第 4 回定例会

*** 陳 情 文 書 表 ***

市 原 市 議 会

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 23 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 10 月 5 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

市議会への陳情書を郵送した場合の取り扱いについて制度の運用改善を
求めることについて

市議会では、市議会への陳情制度を設けている。陳情は、陳情内容を書面に記す必要がある。陳情書の提出方法は、陳情人による持参（陳情人の市議会事務局への開庁時間内の出頭）と郵送の二通りがある。後者による提出の場合、陳情書の市議会各会派への参考送付にとどめ、一律に所管委員会での審査対象から外す取り扱いがなされている。所管委員会での審査・採択を希望する場合、前者の対応が求められる。

郵送による陳情受付の場合に上記取り扱いを行う趣旨は、所管委員会での請願審査の正確性を確保するべく、陳情の願意等不明の場合、陳情人に対し架電や書面等の発送によりこれの確認を行わねばならず、こうした対応は比較的煩雑で時間も要することから、これを回避するためと解せられる。この煩雑さを避ける取り扱いが、郵送による陳情が議案として所管委員会
で審査される可能性を完全に否定している。

願意等の確認は、陳情書等に電話連絡先を明記するよう陳情を行おうとする者に対して事前に求めれば解決する。陳情の受付後、市議会事務局が該当の電話番号に架電すればよいのである。「事前に求め」る具体的方法としては、市公式ホームページ中の陳情方法の説明ページにて、陳情を行うにあたっては、必ず電話連絡先を明記するよう注意喚起したり、電話等での陳情方法の問い合わせに対し、電話連絡先の明記を相手方に伝えるというやり方が想定される。いずれの方法においても、陳情書を郵送した場合、その願意が不明で、電話連絡先の明記がない場合は、参考送付になる点を説明すべきであろう。

こうした対応を行えば、郵送の場合で、陳情の願意確認等が必要なものについては、電話連絡先の未記載の陳情についてのみ、参考送付の対応を取ればよくなる（類似対応は、千葉県佐倉市議会において実施）（千葉県船橋市議会では、郵送による陳情の場合、必ず本人確認のため陳情人に対して電話連絡を行うが、電話連絡先未記載の場合、書面送付を行い、（出頭ではなく）市議会事務局への連絡を求める対応を実施）。なお、陳情をしようとする者を、市民と市民以外に分類し、市民については、いくつかの千葉県内市町村議会において、郵送での陳情—議会事務局への出頭が必要でなく、郵送である点のみをもって、所管委員会での審査対象外としないという意味—を認める状況にある（千葉市、四街道市、習志野市、木更津市などの市議会）（他市町村議会の情報は、いずれも平成 28 年 9 月 12 日現在のもの）。

市の陳情制度については、要綱等関係規定の存否不明で、存在するとしても未公表である。そのため、現在の郵送による陳情の処理方法が要綱等の関係規定にのっとったものか、関係規

定は存せず専ら市議会事務局の取り決めによる運用か不明である。

そこで、以下の点を求める。陳情書が郵送された場合、 1. 一律に陳情書を全件市議会各会派へ参考送付するにとどめ、所管委員会での審査・採択の対象としない現在の取り扱いを改めること、 2. 陳情内容の願意確認等が必要な場合、陳情人を議会事務局へ出頭させる以外の方法で願意確認等を行うこと。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 24 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 11 月 7 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開を求めることについて

政務活動費の支出に係る収支報告書及び領収書等を、議会のホームページで公開してください。

市議会議員に交付される政務活動費については、貴自治体の政務活動費の交付に関する条例により、議員は毎年度の政務活動費の支出に係る収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できることが定められています。

しかしながら収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、市民が閲覧するには平日の昼間に議会事務局に赴かなければなりません。また、領収書等の数は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする市民は 1 枚あたり 10 円の費用を支払わなければならない、全部の領収書の写しを入手するには多額の費用が必要になります。また、請求の都度写しを作成する事務局職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書等の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。

政務活動費の使途を、真に市民に向けて透明なものにするためには、市民が、いつでも、安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し、誰でも閲覧できるようにすることが必要です。

一方、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。

2015 年 9 月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の 3 自治体にとどまっていますが、その後兵庫県、大阪

市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成 27 年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。

領収書等のホームページでの公開は、政務活動費の使途の透明性の確保に不可欠です。

以上の理由により、一日も早く、収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現するべきです。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 25 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 11 月 25 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

政務活動費の収支報告書等についてインターネットの利用等の方法で公開することによって住民と市議会・議員との信頼を一層高めていくことについて

昨今の地方議会における政務活動費問題と、そのことに関係した改正の動きを参考に「市原市議会政務活動費の交付に関する条例」の改正を求めます。

「市原市議会政務活動費の交付に関する条例」の第 11 条「議長は、第 8 条第 1 項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする」を「市議会は、収支報告書等をインターネットの利用その他の方法で公開する等、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする」に改正する。

この改正に基づいて、その他の条文も改正する。

以上を改正することで、住民と市議会・議員の信頼関係を一層密にして「市原市議会基本条例」の趣旨に沿った市議会と議員活動を発展させるものとする。

陳情の「願意」は、「政務活動費は、収支報告書等について、インターネットの利用その他の方法で公開する」ということです。「その他の方法」とは、従来の閲覧方式等を意味するものです。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 26 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 11 月 25 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

政務活動費について先払いではなく後払い方式に改正することについて

昨今の地方議会における政務活動費問題と、そのことに関係した改正の動きを参考に「市原市議会政務活動費の交付に関する条例」の改正を求めます。

「市原市議会政務活動費の交付に関する条例」の第4条「会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額10万円を乗じて得た額を半期ごとに交付する」を「政務活動費の交付は、請求のあった日から30日以内に、当該会派の代表者から提出された請求書に基づき行うものとする」に改正する。

第4条の第2項以降は、第1項に則して改正する。

その他の関係する条文についても、改正趣旨に則して改正する。

以上を改正することで、住民と市議会・議員の信頼関係を一層密にして「市原市議会基本条例」の趣旨に沿った市議会と議員活動を発展させるものとする。

陳情の「願意」は、「政務活動費は、先払いではなく後払い」とするとした表記のとおりです。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第27号
2. 受理年月日 平成28年11月25日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 議会運営委員会
5. 件名及び要旨

核兵器禁止条約締結に向けて日本政府が国際社会においてイニシアチブを
発揮するための意見書について

非人道兵器である核兵器を国際法で禁ずる「核兵器禁止条約」について、国連総会第1委員会は来春から交渉を始めるとの決議案を採択しましたが、唯一の戦争被爆国である日本の政府は反対しました。

このことは「わが国は、世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の本質からも再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない」との決意を表明した市原市にとっても驚きだったはずです。本市は「わが国の提唱する非核三原則を遵守し、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮の推進を強く訴え」ることを内外に明らかにしながら、更に「もって人類共通の願望である世界の恒久平和を願う」として「非核平和都市」を宣言しています。このような事実を踏まえれば、今回の日本政府の対応は、市民にとっても驚きだったはずです。黙っていることはできないのではないのでしょうか。

特にオバマ大統領のヒロシマ訪問は一体何だったのか、とりわけオバマ大統領の訪問に期待した被爆者を落胆させ、怒りを呼び起こしました。

「近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ世界平和に深刻な脅威をもたらしている」事実、アメリカに対抗して核兵器開発を強化している北朝鮮、ウクライナ・クリミア併合問題の際に、核兵器の使用を公言したプーチン大統領、軍拡に走る中国、中東やアフリカの不安定さやトランプ氏の日本の核兵器保有発言など、核兵器の使用禁止と廃絶などにとって、脅威は、ますます強まっています。

そのような時だからこそ、「全人類のひとしく憂える」非人道兵器である核兵器の保有と使用については、「核兵器は持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を国是とする日本と政府と国民が、その使用の禁止を世界に呼びかけることは当然の責務と言わなければなりません。だからこそ政府も原爆被爆の実相をヒロシマ・ナガサキで追体験してほしいと世界の指導者に呼びかけているはずです。

このように非核三原則と国際紛争を平和的に解決するとしている平和憲法を持つ日本が世界平和を呼びかけていけば核兵器使用禁止の条約締結は必ず実現できることでしょう。このことは、生物化学兵器や地雷など、非人道兵器の使用禁止が拡散してきた中であって、唯一残された非人道兵器である核兵器の使用禁止が、非核兵器保有国によって担われていることを見れば、日本の政府と国民の果たす役割は大きいと言わなければなりません。日本政府が、この非人道兵器である核兵器の使用禁止条約締結にイニシアチブを発揮すれば、条約の締結から廃絶への大きな一歩となることは明らかです。このことは本市の「非核平和都市」宣言でも明らかにされていることです。

最大の問題は核兵器を「抑止力」として使うという考え方があるという事実です。そもそもヒロシマ・ナガサキに原爆を投下したアメリカは、戦後冷戦を見越して「対ソ抑止力」として原爆を使ったことは周知の事実です。あれから 70 年、この「核兵器抑止力」論の中で、核兵器保有国の核実験によって多くの住民が被爆し、命と健康と財産を失ったことを思い出さずにはいられません。第五福竜丸と、約 900 隻のマグロ漁船などが被爆したことも、「核兵器抑止力」論によるものです。核兵器は戦争で使用されなくても、被害を与え続けてきたのです。

したがって核兵器によって戦争を防止するという「核兵器抑止力」論に立つのではなく、核兵器があるがゆえの脅威から人類を救うためにも、そして、また万が一核兵器が使用されれば、一瞬にして命が奪われ、放射能に汚染され、被爆者として長く恐怖と隣り合わせで生きていかなければならなくなってしまうという事実に向き合って、被爆者の思いに寄り添い、また自ら生存をかけて、焦眉の課題となっている核兵器使用禁止条約の締結に、それぞれの立場から尽力することが求められているのではないのでしょうか。

主権者国民が政府を動かし、日本政府が世界の指導者を動かしていくことこそが、現在の世界史的人類史的課題と言えるでしょう。

日本政府が、以上のことを踏まえて、国連の場において、また国際社会において、国民の意向を踏まえた行動の先頭に立つ時です。憲法と地方自治を具体化し住民福祉向上を目指す市原市と市議会は、日本政府が国際社会において、核兵器使用禁止条約の締結に向けてイニシアチブを発揮できるよう、サポートしていく時です。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 28 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 11 月 25 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

PKO5原則に違反する南スーダンに派遣された自衛隊の撤退を求める
意見書について

先の第3回定例会に、「いわゆる『駆けつけ警護』の新任務運用には慎重を期すことを求める意見書採択を要請する陳情書」を提出しましたが、否決されました。しかし、その後の事態は、ますますPKO5原則に反する事態が浮き彫りになってきています。

それは、安倍晋三首相自身が10月12日の衆院予算委員会で、陸上自衛隊が国連平和維持活動(PKO)に参加している南スーダンの情勢は「永田町と比べればはるかに危険な場所だ」とか、7月の大規模な戦争行為を「戦闘ではなく衝突」などと、およそ説明にならない釈明をしたように、事実上内戦状態に陥っている危険な南スーダンに派遣する自衛官に対して、大変失礼な言動しか言えないほど、事態が進行してきていることが改めて浮き彫りになりました。

しかも、内閣の閣議決定は、PKO5原則と乖離していることを自らが浮き彫りにすることになりました。以下、閣議決定を説明する「新任務付与に関する基本的な考え方」(11月15日)の一覧です。

南スーダンが事実上の内戦状態であり、安全地帯でないことを政府も認めています。

「南スーダンの治安状況は極めて悪く、多くの市民が殺傷される事態が度々生じている」、「自衛隊の派遣は、…現在も、厳しい情勢のもとではある」、「今後の状況は楽観できず、引き続き注視する必要があるが、現在は比較的落ち着いている。」、「最も厳しいレベル四の措置であり、治安情勢が厳しいことは十分認識している。」、「反主流派の内、『マシャール派』は系統だった組織性を有しているとは言えない、『支配が確立されるに至った領域』があるとは言えない」、「南スーダン政府と反主流派双方とも、事案の平和的解決を求める意思を有している」、「邦人に不測の事態が生じる可能性は皆無ではない。」、「万が一にも、邦人に不測の事態があり得る以上」

宿営地が襲われる可能性を認めています。

「宿営地に武装集団による襲撃があり、他国の要員が危機に瀕している場合」、「同じ宿営地にいる以上、他国の要員が倒れてしまえば、自衛隊員が襲撃される恐れがある」、「宿営地の共同防護は、厳しい治安情勢のもと」、「自衛隊は、より円滑かつ安全に活動を実施することができるようになり、自衛隊に対するリスクの低減に資する」、「危険の伴う活動ではある」

その後、政府が公開した資料で明らかになったことは以下のとおりです。

南スーダンPKO第10次派遣要員「家族説明会資料」（2月1日時点）では、南スーダン北部に「反政府派支配地域」が存在することが明記され、支配地域との境界に「戦闘発生箇所」があることも示していました。

今月派遣された第11次派遣要員の「家族説明資料」（8月1日時点）では、「支配地域」という言葉がなくなり「反政府派の活動が活発な地域」に差しかえられていました。

「反政府派支配地域」は「反政府派の活動が活発な地域」に、「戦闘発生箇所」を「衝突発生箇所」との表現に修正していました。

11月1日国連が発表した報告書では、7月8日から3日間続いた戦闘で、政府軍が国連のホテルを襲撃し、スタッフらが殺害、略奪、レイプの被害に遭い、被害者はただちにUNMISに「駆け付け警護」を要請したものの、部隊は動きませんでした。加えて、国連施設182棟が銃弾や迫撃砲、さらにロケット砲などで被弾し、国連施設の間近で攻撃ヘリや戦車が使われたと指摘。自衛隊の駐屯地近くでも激しい戦闘が発生し、最近まで宿营地外の活動を自粛していました。

さらに閣議決定の説明文書では「現時点で、現地の治安情勢を理由として部隊の撤収を検討している国があるとは承知していない」としていますが、あくまで「現時点」という書き方になっています。しかし、事実上の内戦状態で危険地帯となっている南スーダンから撤退している国がふえているのは事実です。

文民警察を派遣していた英国、ドイツ、スウェーデン、ヨルダンなども、7月の戦闘を契機に「安全確保」などの理由で文民警官を国外退避させました。

ケニア政府は3日、UNMISからの即時撤退を命じました。同国は約1,230人を派遣しており、UNMIS総人員約1万3,000人のうち、1割近くを占めていました。南スーダンに追加派遣される「地域防護部隊」への参加も見送る方針です。

前回も紹介しましたが、国連平和維持活動への参加に当たっての基本方針（いわゆる「PKO参加5原則」）とは、以下のとおりです。

①紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。②当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。③当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。④上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること。⑤武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。となっています。

PKO派遣そのものを敵対視する民衆も存在していることが指摘されています。

「郊外では不安定な治安情勢は続いており、PKO撤退を求めるデモもある」と説明。政府軍、反政府勢力のいずれにも属さない武装グループも存在しており、状況を見極める難しさを語っているNGO（非政府組織）日本国際ボランティアセンター・スーダン現地代表の今井高樹さん（53）は16日までの東奥日報紙の取材で答えています。

以上のように、政府自身が、PKO5原則と乖離しているにもかかわらず、まともな説明すらできないまま、また稲田防衛大臣自身が18日の記者会見で、世論調査で駆け付け警護の反対世論が多くなっていることについて、「まだまだ、しっかりと意義について説明が出来ていないというかですね、説明が浸透させていることができていないということだというふうに思います。ここはしっかりと努力をしていきたいと思っています」と述べざるを得ないほど、「丁寧な説明のないまま」採決を強行した、あの時のままの状態が続いていることを認めたのです。

このような状況で、自衛官を事実上内戦状態の南スーダンに新たな任務の付与ということで派遣するのは自衛官の命と財産、人生と幸福追求権を切れ目なく守る責任のある政権という点から見れば大問題と言わなければなりません。直ちに撤収・帰国をさせるべきです。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第29号
2. 受理年月日 平成28年11月25日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 地方創生と将来ビジョンに関する調査特別委員会
5. 件名及び要旨

「改訂市原市総合計画」の総括を踏まえた「総合計画基本構想」「基本計画」「実行計画」策定を目指すことについて

今議会で提案される「市原市総合計画基本構想」「未来への挑戦—2020年のいちはらの姿—」（平成28年10月）は、来年度以降の予算の原点となるであろう「総合計画」「基本構想」です。これをもとに「基本計画」「実行計画」が各分野で策定され、約千の事業が具体化されていくことになると理解しています。

この取り組みは、「市原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」づくりから始まり、すでに今年度から「市原市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費」として1億7,087万7千円が予算化され、執行されています。

これらの「戦略」「計画」づくりに、すでに平成25年度より計画策定の委託料などが計上され、合計2,159万3千円が支出されています。そして「子ども・子育て支援事業計画策定委託事業」として平成25年度予算から今日まで「市立幼稚園及び市立保育所再編成計画」として487万9千円が使われています。

このように市民の税金を投入してさまざまな事業が推進されていますが、このようなやり方は、この間の本市の市政を踏襲したものと言えます。

しかし、現在、盛んに叫ばれている「人口減少」「少子高齢化」「厳しい財政」「行財政改革」などを見るにつけ、この10年間の市政との関係はどうだったか、ほとんど議論になってはいないと言わざるを得ません。特に「市原市建設審議会」によって策定された「改訂市原市総合計画」の具体化の結果として、今日の市原市が形成されたにもかかわらず、このことはほと

んど不問に付されているのです。

それは、「市原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」づくりでも、「いちほら未来会議」の「中間報告会」における議論でも、さらには今回の「市原市総合計画基本構想」づくりを担当している「市原市総合計画審議会」でも、そしてこれを具体化していくためにつくられた「市原市都市再生協議会」が検討している「市原市立地適正化計画」づくりにおいても、全てにおいて「改訂市原市総合計画」の「総括」「教訓」の上に議論されているとは思えません。そのことは、先に開催された市議会に設置された「地方創生と将来ビジョンに関する調査特別委員会」においても同じと言わざるを得ません。

これでは、「改訂市原市総合計画」の10年と同じことにならざるを得ないと言わざるを得ません。そのことは、以下の「これまでの総合計画」を見れば一目瞭然です。

【基本構想（議決）】

① 市原市基本構想 昭和48年（1973年）3月議決

都市像：緑と太陽の産業都市

人口（目標年）：35万人（昭和60年・1985年）

② 市原市基本構想 昭和58年（1983年）12月議決

基本理念：「愛」「美」「躍動」

都市像：1 健康で豊かな創造性をはぐくむまち

2 あたたかい心のかよいあうまち

3 快適でうるおいのあるまち

4 活気に満ちた暮らしやすいまち

5 市民と行政が共同でつくるまち

人口（目標年）：35万人（昭和75年・2000年）

③ 市原市基本構想 平成7年（1995年）12月議決

基本理念：「心の豊かさ」「地域の豊かさ」「経済の豊かさ」

都市像：「人々が生き生きと交流する輝きのあるまちいちほら」

人口（目標年）：45万人（平成27年・2015年）

④ 市原市基本構想 平成16年（2004年）12月議決

基本理念：「やすらぎと活力」

都市像：「ともに輝く元気なふるさといちほら」

人口（目標年）：30万人（平成27年・2015年）

【総合計画（基本計画）】

① 市原市総合計画（基本計画） 昭和40年（1965年）3月策定

昭和40年度から昭和50年度（1965年度から1975年度）

② 市原市基本計画 昭和53年（1976年）3月策定

昭和53年度から昭和60年度（1978年度から1985年度）

③ 市原市長期総合計画 昭和59年（1984年）3月策定

昭和 59 年度から昭和 75 年度（1984 年度から 2000 年度）

④ 市原市総合計画(第 1 次基本計画) 平成 8 年（1996 年） 3 月策定

平成 8 年度から平成 17 年度（1996 年度から 2005 年度）

⑤ 改訂市原市総合計画 平成 17 年（2005 年） 3 月策定

平成 17 年度から平成 27 年度（2005 年度から 2015 年度）

平成 16 年（2004 年）から平成 27 年（2015 年）までの市原市の一般会計と特別企業会計の全額を『財政白書』を参考にまとめてみると、以下の通りになります。

一般会計歳入決算	1,033,170,642 円
歳出決算	994,309,215 円
特別・企業会計歳入予算・決算	833,254,685 円
歳出決算	708,226,813 円
市原市の予算の決算総額	1,866,425,327 円
市原市の歳出の決算総額	1,702,536,028 円

これらの税金が、市長によって予算案として議会に提案され、審議を経て決定され執行され、そして、今日叫ばれているような問題が形成されたと言えるのは周知の事実です。このことは、「構想」「戦略」「計画」の中に盛り込まれているさまざまな言葉を見れば一目瞭然です。

問題は、過去の「総括」と「教訓」を明らかにしながら、施策を発展させることによって、今後 10 年の市政が決定づけられるのですが、「改訂市原市総合計画」に税金はどのように使われたか。そして、その費用対効果はどうか。ということを明らかにすることではないでしょうか。

今夏いわゆる「事業仕分け」が行われ、事業の見直しが行われました。しかし、その多くは、大規模な事業の見直しには至っていないのが現状です。住民参加の試みもなされています。しかし、パブリックコメントをはじめ、町会長との懇談や審議会における議論など、「政策づくりと政策評価への市民の参画」、「見解の双方向」という点では、使われている言葉と現実が大きく乖離していると言わざるを得ません。市議会においても、「市議会基本条例」の具体化という点では、課題は山積しています。

陳情の「願意」について

- ① 市長と市議会は「改訂市原市総合計画」の実施に伴って使った税金の費用対効果を明らかにしながら、その「成果と問題点、課題、教訓」を市民に公表する。
- ② 市長と市議会は、「市民力」「市原力」の構築のためには、市内の各地域の市民の要望を根こそぎ拾い上げるための仕組みを構築する。市民の顔が見える懇談を多様に開催する。例えば、パブコメ提出者との懇談会・自治会員との懇談・市内各団体の個人との懇談などがある。スピード感をもって具体化する。
- ③ 以上を踏まえて、これまでの全ての事業の見直しを市民参加のもとに行う。

④ 以上の視点に立って「基本計画」「実行計画」づくりを行う。

以上、憲法と地方自治を生かすための視点と方策について、私見を述べさせていただきました。この陳情について、当局とともに「説明員」として審査に参画し、意見陳述と質問に答えることができることを希望します。